

気仙沼市復興整備協議会（第3回・第4回）について
（概要）

1 第3回気仙沼市復興整備協議会

日時：平成24年9月10日午後1時00分

場所：宮城県庁9階会議室

2 計画の変更点

(1)土地区画整理事業（2地区）の追加

- ①鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ②南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業

(2)防災集団移転促進事業（9地区）の追加

- ①赤岩小田地区 ②赤岩石兜地区 ③松崎前浜地区 ④松崎浦田地区
- ⑤最知川原地区 ⑥大谷向山地区 ⑦本吉津谷地区 ⑧小泉東地区
- ⑨小泉浜地区

(3)都市計画道路事業（4路線）の追加

- ①片浜鹿折線都市計画道路事業
- ②鹿折駅浜線都市計画道路事業
- ③魚市場中谷地線都市計画道路事業
- ④本町宮口下線都市計画道路事業

〔参考〕第1回、2回目の整備協議会で同意を得た内容
防災集団移転促進事業14地区

3 今後の進め方

復興整備計画に係る復興事業等の追加等の際は、再度、計画変更を行い、協議会に諮ることとなります。

次回、第4回整備協議会の予定 11月19日頃

（予定）赤岩港水産加工団地

都市計画道路変更1路線

防災集団移転事業14地区（17協議会）

災害公営住宅整備事業12箇所程度 等

気仙沼市復興整備協議会規約

(設置)

第1条 気仙沼市及び宮城県は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）第47条第1項の規定に基づき、復興整備協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の規定により設置された復興整備協議会は、気仙沼市復興整備協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、気仙沼市の東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興整備計画（以下「計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 計画の作成及び実施のために必要な事項について協議（次号に掲げるものを除く。）を行うこと。
- (2) 復興特区法第4章の規定により協議会の権限に属させられた事項についての議を行うこと。

(構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 気仙沼市長
- (2) 宮城県知事
- (3) 復興特区法第47条第4項の規定により協議会の構成員として加えるものとされた者
- (4) 国の関係行政機関の長で会長が指名する者
- (5) 計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- (6) その他市長又は宮城県知事が必要と認める者

(会長及び監事)

第6条 協議会の会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に監事を置くことができる。
- 5 監事は、協議会の活動、運営等を監査する。
- 6 監事は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(会議)

第7条 第4条の協議を行うための会議（以下「会議」という。）は、次条に規定する一般会議及び第9条に規定する特別会議とする。

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

(一般会議)

第8条 第4条第1号の協議を行うための会議（以下「一般会議」という。）は、第5条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる者又はこれらの指名する職員（以下この条において「一般会議の構成員等」という。）をもって構成する。

2 一般会議は、一般会議の構成員等の過半数の出席で成立するものとする。

3 一般会議の議事は、出席した一般会議の構成員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(特別会議)

第9条 第4条第2号の協議を行うための会議（以下「特別会議」という。）は、第5条第1号から第4号に掲げる者又はこれらの指名する職員（以下この条において「特別会議の構成員等」という。）をもって構成する。

2 特別会議は、その協議事項ごとに、当該協議事項に係る特別会議の構成員等間の協議により行う。

(書面又は代理人による表決)

第10条 構成員又はその指名する職員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、協議事項につき、書面又は代理人をもって意見を表明し、議決権を行使することができる。

(資料の提供等の要求)

第11条 協議会は、必要があると認めるときは、国の行政機関、市町及び宮城県その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第12条 会議の議事は、原則として公開する。ただし、会長が非公開とすることが適当と判断したものにあつては、この限りでない。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、市役所内に置く。

(公表)

第14条 協議会を組織した旨及び会議の議事の公表は、気仙沼市及び宮城県の公報又はホームページへの掲載により行う。

(事業年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成23年度に限っては、協議会の成立日から平成24年3月31日までとする。

(配慮)

第16条 協議会の構成員は、会議における協議を行うに当たっては、復興整備事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年2月17日から施行する。



気議第586号
平成24年10月4日

気仙沼市長 菅原 茂 様

気仙沼市議会議長 白井 真人



東日本大震災調査特別委員会について（依頼）

平成24年10月11日に開催する本特別委員会については、下記の項目順で運営しますので、よろしくご配慮願います。

記

1. 第3回市震災復興推進会議について
2. 気仙沼市復興整備協議会（第3回・第4回）について
3. 農地転用・農業振興地域農用地区除外（農振除外）の状況について
4. 鹿折・南気仙沼地区土地区画整理事業施工予定区域内の土地の買い取りについて
5. 今後の住まいに関する意向調査の結果について（速報値）
6. 住まいの再建独自支援に係る受付及び例規（案）について
7. 三陸沿岸道路「本吉気仙沼道路」の進捗状況について
8. ゴーヘイ！気仙沼の会について



11/4

気仙沼市復興整備計画の変更について
(概要)

1 第 3 回気仙沼市復興整備協議会

日 時：平成 24 年 9 月 10 日 午後 1 時 00 分

場 所：宮城県庁 9 階会議室

2 計画の変更点

(1)市街地開発事業（2 地区）の追加

- ①鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ② 南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業

(2)集団移転促進事業（9 地区）の追加

- ①赤岩小田地区 ②赤岩石兜地区 ③松崎前浜地区 ④松崎浦田地区
- ⑤最知川原地区 ⑥大谷向山地区 ⑦本吉津谷地区 ⑧小泉東地区
- ⑨小泉浜地区

(3)都市施設の整備に関する事業

- ①片浜鹿折線都市計画道路事業
- ②鹿折駅浜線都市計画道路事業
- ③魚市場中谷地線都市計画道路事業
- ④本町宮口下線都市計画道路事業

〔参考〕第 1 回，2 回目の整備協議会で同意を得た内容
集団移転促進事業 14 地区

3 今後の進め方

復興整備計画に係る 等の追加等の際は、再度、計画変更を行い、協議会に諮ることとなります。

次回、整備協議会の予定 11 月 19 日頃

（予定）赤岩港水産加工団地

都市計画道路変更 1 路線

防災集団移転事業 14 箇所程度

災害公営住宅整備事業 12 箇所程度 等

気仙沼市復興整備協議会における事業内訳

1 第3回

(1) 土地区画整理事業

地区名	計画面積(ha)	施行予定年度	事業費(千円)
鹿折地区	41.8	H25~27	7,607,256
南気仙沼地区	32.5	H25~27	7,730,000
9月大臣同意(2地区)	74.3		15,337,256

※事業費は精査中

(2) 集団移転促進事業 防災集団移転促進事業

地区名	移転戸数	計画面積(m ²)	施行予定年度	事業費(千円)
赤岩小田地区	5	1,650	H24~26	110,627
赤岩石兜地区	8	3,800	H24~26	205,609
松崎前浜地区	21	11,521	H24~26	555,922
松崎浦田地区	35	21,900	H24~27	1,289,917
最知川原地区	7	4,130	H24~26	184,000
大谷向山地区	11	6,923	H24~26	253,473
本吉津谷地区	5	2,370	H24~26	162,559
小泉東地区	11	6,700	H24~26	355,728
小泉浜地区	6	3,960	H24~26	182,819
9月大臣同意(9地区)	109	62,954		3,300,654

(3) 都市施設の整備に関する事業 都市計画道路事業

路線名	延長(km)	施行予定年度	事業費(千円)
片浜鹿折線	1.5	H23-27	1,079,233
鹿折駅浜線	0.7	H24-27	2,543,346
魚市場中谷地線	0.5	H24-27	3,785,400
本町宮口下線	0.7	H24-27	797,000
9月大臣同意(4路線)	3.4		8,204,979

2 第4回

(1) 都市施設の整備に関する事業 津波復興拠点整備事業

地区名	計画面積(ha)	施行予定年度	事業費(千円)
赤岩港水産加工団地	19.71	H25~26	13,129,390

(2) 都市施設の整備に関する事業 都市計画道路事業

路線名	延長(km)	施行予定年度	事業費(千円)
川口町松崎高谷線	1.38	H25-27	3,354,600

(3) 集団移転促進事業 防災集団移転促進事業

地区名	移転戸数	計画面積(m ²)	施行予定年度	事業費(千円)
笹が陣地区	8	調整中	H24~27	事業費積算中
鮎立地区	12	調整中	H24~27	事業費積算中
宿地区	16	調整中	H24~27	事業費積算中
浪板一地区	16	調整中	H24~27	事業費積算中
浪板一忍沢地区	7	調整中	H24~27	事業費積算中
浦の浜地区	7	調整中	H24~27	事業費積算中
松崎丸森地区	5	調整中	H24~27	事業費積算中
面瀬地区	42	調整中	H24~27	事業費積算中
最知川原第2地区	13	調整中	H24~27	事業費積算中
大谷地区	70	調整中	H24~27	事業費積算中
大谷滝根地区	5	調整中	H24~27	事業費積算中
津谷大沢地区	7	調整中	H24~27	事業費積算中
田尻地区	18	調整中	H24~27	事業費積算中
気仙沼地区(誘導型)	調査中	調整中	H24~27	事業費積算中
11月大臣同意予定(14地区)	226(誘導型除く)			

(4)都市施設の整備に関する事業
災害公営住宅整備事業

地区名	整備予定戸数	計画面積 (㎡)	施行予定年度	事業費 (千円)
大沢地区	30	11,800	H24~26	826,225
只越地区	15	3,000	H24~26	381,447
小鯖地区	20	7,900	H24~26	523,109
唐桑地区	55	10,000	H24~26	1,433,590
大島地区	30	8,100	H24~26	624,060
大浦地区	20	4,800	H24~26	813,683
牧沢地区	150	104,500	H24~27	4,985,558
面瀬地区	100	31,500	H24~27	2,463,285
長磯浜地区	20	22,100	H24~26	898,245
大谷地区	100	24,200	H24~27	2,365,666
本吉津谷地区	33	15,000	H24~26	940,404
小泉町地区	30	6,500	H24~26	601,272
計 (12地区)	603	249,400		16,856,544

3 参考第1・2回目

(1)集団移転促進事業
防災集団移転促進事業

地区名	移転戸数	計画面積(㎡)	施行予定年度	事業費(千円)
大沢地区(唐桑)	52	33,600	H24~26	1,785,690
舞根2地区	31	20,500	H24~26	1,073,010
階上長磯浜地区	78	42,100	H24~27	1,857,702
登米沢地区	5	3,300	H24~26	122,647
小泉町地区	95	61,900	H24~27	3,513,879
5月大臣同意(5地区)	261	161,400		8,352,928
只越地区	17	11,200	H24~26	589,320
小鯖地区	8	4,560	H24~26	233,970
舞根1地区	22	13,800	H24~27	790,160
梶が浦地区	19	11,310	H24~26	609,430
小々汐地区	14	9,200	H24~26	362,632
大浦地区	40	24,300	H24~27	1,364,130
浪板二区地区	25	16,500	H24~27	896,220
波路上内田地区	6	3,800	H24~26	203,410
波路上杉の下地区	5	2,500	H24~26	110,575
7月大臣同意(9地区)	156	97,170		5,159,847